

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷八十二第

行發日一月四年四和昭

## 論叢

醫師と營業課税 . . . . . 法學博士 神戸 正雄

マルサスの恐慌論 . . . . . 經濟學士 谷口 吉彦

## 講演

長崎の機船底曳網漁業と金融情況 . . . . . 法學士 長谷川安次郎

## 說苑

フランスの新貨幣制度に就て . . . . . 經濟學士 松岡 孝兒

英蘭銀行の成立及び發展過程に就て . . . . . 經濟學士 一谷藤一郎

大阪爲替會社の業績 . . . . . 經濟學士 菅野和太郎

最近の諸國幣制改革の傾向 . . . . . 經濟學士 烏 本 融

## 雜錄

京都府に於ける士卒の歸農商に就て . . . . . 經濟學士 堀江 保藏

英國新聞界のコンツエルン . . . . . 經濟學士 磯部 喜一

國際統計協會と國際聯盟 . . . . . 經濟學士 菊田 太郎

(裝 轉 載)

## 雜 錄

京都府に於ける士卒の歸農商に就て

### 序 言

堀 江 保 藏

王政復古と共に武士は從來の階級的特權を失ふ事となり、その處置如何は維新當時の最も重大なる社會上の問題であつた。而て一時にその祿を失はしむれば多數の武士を忽ち生活の苦難に陥れる事となり、さればとて從來のまゝ祿制を維持する事は新政府の爲し得ざる所であるから、こゝに歸農商の方法が講ぜられて秩祿公債の發行を見、或は金祿公債の下附によつて永世祿の支給を免がるゝ事ともなつたのである。右の内歸農商は新政府の最も早く着目した所であり、當時の武士中にもよく時勢を洞察して農商に歸せん事を願ふ者

も少くなかつた爲め、武士階級處置の問題解決に致せし所少しとせない。依て京都府に於ける歸農商の有様を稿本「京都府史」に就て覗ひ、以て歸農商の經路並に意義の變遷を明かにしたいと思ふ。

### 第一 明治六年以前の歸農商

一、舊幕府與力及び同心 維新の戦亂と共に徳川氏にせし武士は江戸又は静岡へ去り、京都に残つたものは多數の與力及び同心の類であつた。彼等は二條の所司代に配屬せられたものであるが、徳川氏が静岡藩主に封ぜられたる以前に朝廷方につきたる者は、順逆の道を判然辨へたるにより、歸順と稱せられて諸官に任用或は府兵に入隊等夫々適當なる方法を講ぜらるゝ事となり、その以後の者は、舊主家の扶助を受け難きにより御布令を慕つて上京せしものなれば、天下の窮民なりと稱せられて、才あらば官に登用し、然らざる者には七ヶ月分の扶助を與ふる事となつた。この官に登用せられざる者は、適宜主取りをするも農商に歸る

も各自の自由とせられたのである。

従來大老・家老以下足輕・仲間・小者に至るまで、嚴重に立てられて居る武士の階級制度は、明治二年五月に中下大夫士と大別せられ、更に二年十二月列藩封土を奉還して府藩縣の三治とし一途の政令出づるに及び、士族及び卒の二階級制となり、武士は總て各府藩縣の管轄に屬し、その采地領有は悉く奉還して更めて廩米を賜ふ事となつた。この結果幕府の與力及び同心も夫とこの二階級に編入せられ、一時定つた扶助制度を廢して一般祿制に準じ、士族に列せられた者は永世祿又は終身祿、卒は終身扶持を受くる事となつたのである。初め京都府に於ては、元與力は士族、元同心、足輕は卒に編入する筈であつたが、太政官に於ては、幕府に於て席以上と唱へたる者を士族に、それ以下及び無席は卒に編入する事に決定したるを以て、元與力中にも卒に編入さるゝ者あるに至つたのである。

かくして約一年を経たる三年十一月には、終身何人扶持と呼ばれたる扶持制度を現米の石數に改算して一

年間の給額とし、更にこの給米を受くる者の内農商に歸籍せん事を願ふ者には、生産資本として一時給米手當に代へて左の通り現金を下渡す事となつた。蓋し卒の給米は一代限りであり、事實上明日死なぬとも限らず、かくては遺族の困窮となるから、速かに生産事業に携らしめんと欲したからである。

- 一 給米現石八石八斗可被下者へ 金三百兩
- 一 同 七石同斷 金二百五十兩
- 一 同 五石三斗同斷 金二百兩
- 一 同 三石五斗同斷 金百五十兩
- 一 同 一石八斗 金百兩

京都府に於ては、元與力は三百兩、元同心は二百兩を、孰れも明治三年分の扶持額を控除して受け得るのであつて、その算法は左の通りである。

一金三百兩

但元與力即今歸農商願出之者へ一時爲御扶助被下高

但是迄の救助扶持五入口を祿制に直し現米九石を和  
市石に付凡八兩替にして當年分渡辻引之

殘て貳百貳拾八兩

但渡辻

\* 江戸城にて、「廊下の間」以上の待遇を受けたる者を「席以上」と呼んだ。廊下の間は最も末の間にして、こゝへも入り得ない身分の者は或は廊下に居並ぶ、尙ほ低き身分の者は、廊下にすら席を興へられなかつた。

金額貳百兩の場合も計算は同様であり、而て歸農商出願が明治四年の者も三年の分しか差引かないといふ頗る寛大なる處置をとつたのである。この結果三年十二月迄の歸農商出願者は

元諸組與力	二二人	此金合	六、六〇〇兩
元諸組同心	一七〇人	同	三四、〇〇〇兩
計	一九二人		四〇、六〇〇兩

の多きに達して居る。

けれども此等は直ちに許可せられたわけではなかつた。恰も此の頃東京に於て卒は終身なりや否やの議論が出て政府もその裁定に苦み、歸農商手當の給與は第二の問題となり、従つて京都府に於ても出願者に對してその取下げを許し、或は既に一部與へたる資金を返上せしめて現石給米制度に復する等様々の手違ひを生じた。既に卒は終身と確定して着々舊幕臣の整理抄りつくあつた京都府では、政府のこの態度を甚だ極らず思ひ、數次政府に質問を發し或は意見を開陳して打開に努めた。(即ち四年二月三十日岩倉大納言への申疏狀の一節に曰く、「即今世襲と見込み、是迄歸農等願出候て改て本人

の意に任せ願下爲致候て、他日に至り一代限り之御制度被仰出候節は、乃前書にも申候通り一時の歎は却て大困難の違算に可相成、實に惘然の至に御座候。若又即今一代限りと見込み、是迄歸農等願出候者其通取計候て、他日に至世襲の御制度被仰出候時は、折角御速意を奉體し歸農商致候者大不幸にて、靦然御給與を仰ぎ候者却て大幸を得候様可相成且如此不幸に相成候へば同く一府の卒にて區々の處分に相成、其不都合たる當に各藩の區々而にならず、何の面目歟人民に臨み可申哉。且地方官として法制の權を私するに相當り實に不相當儀と相考候故、孰れを宜とも不宜とも難相決如何可致哉と過退維谷候云々」と。

右の如き卒の身分に關して紛糾を見たる所以は、廢藩置縣に際して府縣管轄地域に異動を生じ、ために同一府縣内に於て、元同一身分の者が或は士族となり或は卒となる如き不公平を見たる結果にして、太政官も遂に卒階級を廢絶する事に決した。即ち明治五年正月の布告によれば、世襲の姿をなせる卒は總て士族に編入して永世祿を給せられ、一代抱の者は民籍は編入して終身祿を給與せらるゝ事となつた。従つて前記二百名に近き元與力及び同心に對する生産資金を一時に下

渡す制度は殆ど不成功に終れりと見るべく、四年八月に元與力六人が資金下渡しを受けた事が記録せらるゝに過ぎない。

二、京都所司代抱歩卒 これは明治三年十一日の布告によつて歸農商を命ぜられたものである。京都府に於ては彼等に對して産業資金下賜方を講じて居たが、太政官は之に反對し、大阪府元城代抱歩卒同様資金を下賜せざる旨通達した。その理由とする所は、抱歩卒は所司代の役知中より手當を受けて居たものであるから、たとひ牢番その他低き身分の者でも幕府の勘定所へ手形を入れて高扶持を受取つて居た者とは同列に置き難いといふのである。之に對して京都府は、抱歩卒は公役に就いて居たものであり、下男庭掃除の如きはたとひ勘定所より直接高扶持を受けて居ても實質的には私的職務に従事して居た者である、若しそれ等下男庭掃除まで卒として取立てらるゝならば抱歩卒も同様に取扱ふべきであつて、扶持米の出處よりする形式的差別論は不可なりとして、どこ迄も卒に採用せらるべきを主張した。この交渉は四月より十二月に亘つて漸く解決し、双方譲歩して一人四十五兩宛を一時に與へて民籍に編入する事となり、その數百四十八名の多きに昇つた。

三、宮、華族及び社寺の家士 宮、華族の家士には大夫、侍、近習、青士、小頭、仲番等の階級があり、寺院にはこれ等の他に坊官、待法師、候人、承仕等の階級があつた。これら家士は三年十二月に、士卒に編入せられ、或は民籍に編入せらるゝ事となつたが、その處分を表示すれば左の通りである。

種別	從屬年代	三世以上相恩者	二世以下勤仕者
宮華族の家士		士族、卒に編入	民籍に編入 (手當を受く)
皇族門跡家士		士族、卒に編入	民籍に編入 (手當なし)
準門跡家士		士族、卒に編入	民籍に編入 (手當なし)
一般寺院家士		總て民籍に編入せらる (手當なし)	
神社の家來			

而て、京都府に於て寺院の家士が士族及び卒に取立て

られたる數は寺數二一、人員二五二人、祿高合計二五七九石八(但、兩本願寺、興正寺、佛光寺の家士にして士族、卒に編入せられたる者は、悉く無祿なるを以て右の數字中に加はらず)である。手當金を受けて民籍に編入せらるゝ分に就き、四年四月の規則によれば、その金高割合は、

三十三年以上勤仕の分	金七拾五兩
二十九年以下二十年以上同斷	金九拾兩
十九年以下五年以上同斷	金廿五兩
四年以下同斷	不被下事

となつて居る。京都府に於てはこの種の者は相當多かつた事と思はれるが、「京都府史」には、華族四條隆謨の家士二人が夫々、五十兩、廿五兩を下賜されて居るのが見えるのみである。

四、一般士族及び卒　こゝに一般士族及び卒と云ふは、元與力、同心にしてこの階級に編入せられたる以外の者の總稱である。彼等に對する歸農商資金の下賜方法は、元與力、同心に對すると別様に取扱はれたからである。即ち明治三年十二月の布告により、三府舊

縣の士族、卒にして歸農商を願出づる者には、原祿五ヶ年分(後に五ヶ年分又は三ヶ年分)を一時に支給せらるゝ事となつた。京都府に於て、この規則に従つて農商に歸れる者は、四年十二月迄の分、士族十九人卒四人、計二十二人である。これは廢藩置縣の結果、府縣の管轄區域も變ずる事となり、又三府舊縣のみならず全國一樣に士族、卒の處分方法を講ずる事が必要となつた爲めであらう、右の規則は四年十二月の布告によつて廢止せらるゝ事となつたが、新規則の制定を見るまで尙この規則による歸農商が認められた様である。即ち　七年二月の京都府よりの伺書によれば、六年十二月新規則制定迄に原祿五ヶ年分又は三ヶ年分を賜つて農商に歸れる者三十五人となつて居り、「京都府史」に記載せる終身扶持士族淡海槐堂の歸農商(五年十月出願六年一月許可)の如きはその著例である。試みに扶持米換算方法を示せば左の通りである。

淡海槐堂扶持三ヶ年分合算  
一現米八石七斗五升　五人口一ヶ年分

5) 同上、6頁  
6) 秩祿處分参考書、88,90頁  
7) 明治財政史、卷八、101頁

三年分 合貳拾六石貳斗五升

代金九拾七兩三分永拾五文五分

九月中淺草御藏平均相場壹石ニ付  
金參兩二分永二百二十四文四分替

此所へ金百兩下賜候事

右の計算書は槐堂の歸農願書に附けて京都府より大藏省へ提示されたものであつて、大藏省は「書面申立ノ通金百圓被下候」と指令し、現金は出納寮より受取る様附加へて居る。

五、士族卒陪從者 士族及び卒の陪從者とは、それ等に召仕へたる足輕・仲間・小者の類である。明治三年八月彼等に對する扶助制度が立てられ、勳代數、維新の諸戰役に出兵の有無並に主人より受けたる扶助額に應じて、二十兩乃至百兩の救助扶持を一年乃至五年の間與へられて民籍に編入せられ、更にこの扶持を一時に受くる事も許された。これ即ち主人の祿制が改められた結果扶助行届き兼ねるにより、その救済の意味で作られし制度であつて、一旦農商に歸し本籍定まりし上ならば舊主人又は他人に召抱へらるゝ事も許され

た。

京都府に於て此の規則に準じて歸籍せる例は、五年四月十四日に許可せられたる士族小堀右膳の家來四十六人である。その内譯左の如し。

勤仕年數	出兵	元扶持	救助金	一時渡入	救助金合計	
三代以上	無シ	六〇—四〇 <small>俵</small>	三十兩	一五〇 <small>兩</small>	二四 <small>人</small>	三六〇 <small>兩</small>
二代以下	ク	ク	三十兩	九〇	一二	一〇八〇
二十年以上	ク	ク	二十兩	六〇	三	一八〇
同	右	二〇俵以下	二十兩	四〇	一	四〇
五年以上	ク	六〇—四〇	一ケ兩	三〇	六	一八〇
			一ケ兩	三〇		五〇八〇
				計四六		

以上五種類に分つて歸農商の大様を述べた。けれどこれは武士の祿制改革に伴ふ附隨のものに過ぎず、従つて處分せられた者も最下級者に止つた。この歸農商の意義に就ては結論へ譲る事とし、先づ六年以後の分を述べよう。

8) 同上、33頁以下、

## 第二 明治六年以後の歸農商

一、士族の範圍 第一に於て述べたる如く、武士の階級制度改正は明治六年迄に結了し、一時設けられたる卒階級も結局廢止せられた。而て京市府所屬の卒中士族に編入せられた者は、元園部縣四人、元龜國縣四百六人(以上五年九月)、元淀縣三百六十八人、元山家縣三十四人、元綾部縣七十人(以上五年十月)が記録に残つて居る。一旦卒に編入せられたる與力同心にして更めて士族に編入せられたる者も存するであらう事は、前記不成功に終れる歸農商より容易に推察し得るのである。その他上級武士は勿論、朝廷に仕えたる役人、官、華族家士にして士族に編入せられたる者等、系統如何を問はず士族は一括して明治六年以後の政府の授産事業の對象となつたのである。

二、授産方法 華族以下總て職業の自由を公許せられたのは明治四年十二月であるが、太政官は六年十二月新たに歸田法を設け、家祿實典祿を奉還する者には

規則に従つて産業資金を給する事とした。而もその資金を以て國有土地の安價な拂下を得しむる等頗る計畫的なる點に於て、従來行はれて居たものと異り、一面に於て施政の基礎漸く固定せる事を物語つて居る。

「家祿奉還者へ資金被下方規則」及び「産業資本のため官林荒蕪地拂下規則」によつてその一斑を述べよう。

(イ) 授産資金受給者 家祿實典祿合せて百石未満の者にして現在官職に就いて居ない者に限る。これ薄祿者

は且夕の糊口にも差支へ、産業に従事せんと欲するも資金調達の途なきを以てである。後受給者の範圍は擴大せられ、在官の者たりとも奉還を許され(七年一月)、百石以上の者の奉還をも許し(同十一年)、且つ俸祿の一部の奉還も認められた。注目すべきは、元一代卒にて民籍へ編入せられ終身祿を受けて居た者も、この規定に従つて資金を受け得る事とせられた事である。

(ロ) 資金額 永世祿は六ヶ年分、終身祿は四ヶ年分を一時に下賜せらるゝ事となり、年限給奉還者へは次の割合で下賜せられる。<sup>10)</sup>

9) 明治財政史、卷八、78頁以下、

10) 秩祿處分參考書、91頁



年	給	十年	以						
殘	年	數	上	十	一	八	八	一	六
下	賜	資	金	額	分	四	ヶ	年	三
						ヶ	年	三	ヶ
						平			
						三	ヶ	年	二
						平			
						二	ヶ	年	一
						ヶ	年	一	ヶ
						半			
						奉	還	不	
						明	届	不	

右の結果、第一の四に述べたる一般士卒に對する下賜金との間に公平を失する事となり、京都府よりは新規則の趣及を申出たが、全國に於て已に千六百幾名に達せる歸農商者に及ぼす事は不可能なりとの理由を以て閉居けられなかつた。

(ハ)官有地拂下を受け得る者 上述の士族及び元卒は勿論、本規則制定以前の還祿者にして未だ地所割付等を受けて居ない者も適用を受ける。

(ニ)地所拂下方法 拂下ぐべき官有の田畑、城廓跡、屋敷跡、荒蕪地、山林等の反別地種を告示し、入札の方法を以て拂受者を決定するのである。拂下代價について立木以外は相當代價の半額とした事は、薄資者の保護を意味し、拂下單位について田畑並に城廓跡、屋敷跡は一町歩以下、荒蕪地は三町歩以下、山林は五町歩以下（但、田畑五段山林二町半を併せ拂下ぐるも差

支なし）と限られたのは、安價に乗じて行はるゝ買占防止を意味するものである。

(ホ)代金及び税金の上納 拂下代金を一時に上納すべき事とせられたのは、資金下賜が一時なる爲めであり、代金に公債證書を用ふる事を許されたのは、資金の半額が公債を以て給與せられた結果であらう。而て拂下地の地税は、熟田畑に於ては直ちに従前の貢租を課せられるが、城廓跡屋敷跡は十ヶ年、荒蕪地は十五ヶ年、山林開墾の分は二十ヶ年の缺下年期を認めて、その間無税とせられた。

(ヘ)還祿者の祿税 七年五月三日の布告によつて還祿願濟の年より免除せられ、一部還祿者に對しては奉還せる部分に就て免税となつた。

(ト)地所拂下期限 拂下出願期限は最初七年六月三十日とせられて居たが十二月迄延期せられ、従つて拂下處分の實行は八年六月迄に行はるゝ事となつた。

以上の如き政府の方針に基いて京都府も授産事業に盡力したが、その結果は左の通りである。

一人員 一、六四五人  
 一畝高 八五、二九五・三一 六七年或は四七年等合算穀數  
 金十二圓 金給ノ者ニ係ル  
 一資金 四七五、一一六・九六六、五一  
 一拂下地

地種	箇數	段	別	坪數
荒蕪地	八八	一三・二・九・〇・四	町 段 畝 步	三九、八七三・九八
竹林地	一二九	二四・三・七・一八		七三、一二七・七八
屋敷地	一六九	一八・八・八・二五		五六、六六五・〇一
畑地	七	一・二・九・〇・九		三、八七八・五八
山地	六九	一六四・八・二・〇・四		四九四、四六三・九〇
林地	二三	九・四・二・二・五		二八、二八五・四五
沼地	一	二・七・〇・五		八一五・九〇
計	四八六	二三二・三・七・〇・六		六九七、一一〇・六〇

資金受給者に就て興味ある一例は授産會社の設立である。丹波龜岡の人柳島誠等三百餘人が協議して下賜の資金を基として授産會社の設立を謀り、七年四月に社則を定めて京都府に申請し、六月廿八日内務省より

許可の指令を得、七月四日に該會社の結社を許した。但、その内容並にその後の経過等に至つては據るべき材料に接さざるため詳細に之を知るを得ない。<sup>12)</sup>

以上述べたるが如く、明治六年以後の士族歸農商政策には官有地の拂下を伴ひ、積極的に授産の實を擧ぐる事となつた。これ資金を下附したるのみにては元來金錢の運轉に慣れざるため、その徒費を恐れたる結果であり、又一方より考ふれば政府の收入を考慮せる結果であるとも見られる。この一舉兩得的な歸農商の方法は、悉く成功せりとはいひ難きも、武士階級の生産階級化に對しては多大の効果を齎らした事と思はれる。

結 論

以上述べたる所によつて明かなる如く、明治六年以前の歸農商は祿制改革に伴ふ附隨的のものであつた。従つて手當を受くる事なくして民籍へ編入せらるゝ者をも生じたのである。例外的に俸祿と交換に産業資金

12) 各地の授産會社に就き、藤井甚太郎氏、「士族の就業」(『新舊時代』第二年第一册收錄) 参照  
 13) 猪谷善一氏、明治維新經濟史、166頁

を給與せられたる者もあるが、總てを通じて一貫せる特徴は、歸農商といふ言葉に何等積極的意味なき事である。或は歸籍といひ或は復籍といへるより知らるゝ如く、農商とは平民籍を意味し、従つて歸農商とは單に武士の籍を離れる事を意味する。即ち官職に就き官祿を受け乍ら、歸農商資金を受くる事も出来るのであつて、この點に關する京都府の質問に對し、四年五月太政官辨官は答へて曰く、「別紙御申立の趣本資金の儀は其者共御扶助を離れ籍を定め候儀にて在官非役無差別御渡相成相當に付云々」と。士族卒陪從者に對して、一旦本籍定まれる後に非ざれば、舊主人又は他人に仕ふる事を得ないと規定せるも、この意味である。下級士卒の處分は右の如くにして解決せられた。之に對して明治六年以後の歸農商は、士族の生産階級化を意味する。即ち、祿制既に定まり、士族はすべて政府より俸祿を受くる事となつたが、薄祿の者の生活は尙ほ不安であり、且つ徒食する事は國民全體の上より考ふるも不經濟なるを以て、職業自由の原則に基

いて農商何れかの業に就かしめんと計つたものである。而も商業は從來武士の卑しめる所であり、又不慣れの業でもあるので、主として開墾事業が目論まれ、そのために官地の拂下が行はるゝ事となつた。開墾事業は明治二、三年頃既に數濟で試みられたが、大規模のものは明治六年以後である。會社思想の輸入と共に開墾會社の設立を主張する人も出て、各地に設立せられたものも少くなかつた。<sup>14)</sup>かくして明治初年の最重要なる社會問題は、政府の施政と士族の自覺とによつて、大なる不平を見る事なくして解決せられた。たとひ歸農商政策の直接の結果は悉く良好とは言へなかつたとしても、その間接の効果は認めねばならないのである。  
(終)

14) 藤井甚太郎氏、「士族の歸農」(「新舊時代」第一年第四册收録) 參照

15) 例へば、「立會就産考」の著者島邨泰の如し。同書は明治八年出版。

16) 藤井甚太郎氏、「士族の就業」(前山) 參照